

第2回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会 議事概要

1 日 時

平成18年12月15日（金）9時30分から

2 場 所

東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N2

3 出席者

(1) 委 員

根本委員長、灰原委員、松崎委員、泉本委員、有我専門委員

(2) 説明者

産業労働局総務部（技術審査委員会事務局）

4 議 題

(1) 事業計画書の評価基準について

(2) 東京都対象業務所管部署及び民間事業者から提出された事業計画書に対する評価（案）について

(3) 今後の予定について

5 議 事

(1) 総務局行政改革推進部長あいさつ

(2) 事務局より、委員会の位置付けの確認

今回の委員会は東京都版市場化テストモデル事業監理委員会設置要綱第2条に基づき、各委員の意見を伺うとともに、地方自治法施行令167条の10の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札制度を採用した場合において必要となる、産業労働局で行った技術審査についての外部有識者の意見を聴取する場との2つの位置づけを持たせている。

(3) 事務局より資料説明

① 資料2 事業計画書評価基準について

- ・ 評価基準について説明
- ・ 評価項目の細部まで公表した場合、評価基準に合わせた事業計画書が提出される恐れがあるため、非公表とした。（落札者決定基準及び評価の視点は公表済）

② 資料3 事業計画書に対する評価について

- ・ 評価案について説明
- ・ 産業労働局の技術審査会委員3人の採点結果を平均

(4) 事前に提示された委員からの確認事項、意見に対する説明

① 修正点の説明

事前に各委員からいただいたご意見を踏まえ、資料2「評価基準」及び資料3「採点集計

票」については、技術審査委員会で当初案を修正した内容となっている。評価項目 1-(6)については、訓練基準以上の機器が配備されていなくとも、パソコンのOSの違いを評価に反映するよう修正した。4-(2)については、全館禁煙の場合やビルの一部を賃借している場合を考慮し、喫煙所の設置を要件から削除した。

② 確認事項、意見に対する回答（産業労働局総務部）

〔確認事項 1〕 評価項目 1-(1)に関し、高得点がついた訓練カリキュラムの工夫の具体例について。特に都が高い場合の訓練カリキュラムの具体例について。

〔確認事項 2〕 評価項目 1-(2)に関し、高得点がついた訓練実施方法の工夫の具体例について。特に都が高い場合の訓練実施方法の工夫の具体例について。

〔確認事項 3〕 評価項目 1-(3)に関し、優れた指導ノウハウの判断基準について。

〔確認事項 4〕 評価項目 1-(4)に関し、なぜ、全て 0 点なのかについて。

〔確認事項 5〕 評価項目 2-(2)に関し、就職支援策の充実の具体例について。

〔確認事項 6〕 評価項目 2-(3)に関し、就職支援カリキュラムの工夫の具体例について。

〔確認事項 7〕 評価項目 5-(2)に関し、事務員の配置で点差がつくのはなぜか。

〔意見 1〕 東京都が落札した場合のその実施コストについては、モニタリングの際に検証すること。

→ 都が採用された場合については、業務実施部署と十分に連携をとって行っていきたい。

〔意見 2〕 今回はモデル事業ということもあり、次の委員会までには、課題等を議論したい。

→ モデル事業全般について検証を行い、次回委員会において、事業実施予定者決定までのプロセスについて一定の検証をさせていただきご議論いただきたい。

〔意見 3〕 提案が優れていると評価されたポイントを公表したほうがいいのではないのか。

→ 実施要項上、結果について公表することとなっており、それに合わせ、評価のポイントについても公表していきたい。18 日に開札された後で速報としてプレスする。その後、詳細について、22 日にホームページに掲載する予定。

(5) 質疑の概要

○ トイレ数の記載が無く加点されていない事業者があるが、トイレが無いことは想像できないが、図面等で確認できないのか。

〔産業労働局総務部〕

当該事業者についてはトイレ数の記載が無かった。本項目に限らず、該当欄に記載がない場合についても他の記入欄の記載事項から読み取るようにしたが、本件の場合、図面でも確認できなかった。

○ ネットワーク構築科では、教室と実習室が共用の提案がなされているが、訓練基準では別々に設けることとなっているのか。

〔産業労働局総務部〕

別表 4 の最低基準では、兼ねても良いこととしている。ノートパソコンであれば十分兼

用できると考えている。

- 1人あたりあるいは全体の基準面積はどの程度か。

〔産業労働局総務部〕

訓練基準では、教室 75 m²、実習室 150 m²。

- 共用の場合、150 m²以上でないと加点されないのか。兼用可能という説明と論理的に矛盾しないか。

〔産業労働局総務部〕

実習は必ずしもパソコンだけではない。訓練基準の面積は厚生労働省の基準に基づいて設定しているので、ご理解いただきたい。LANの配線、サーバーの設置などを前提にしているため面積が大きいと考えられる。

- ここは説明責任を求められる。民間の学校はより効率的にやっていることを前提とすると、訓練基準を読み替えて当然という意見が出てくるのではないか。ノートパソコンを前提とすると、それほど広さはいらぬのでは。広いと教育効果が高いと言えるか。
- 教育効果という点では、面積が大きなマイナスになるとは言い切れない。そこまでの広さが必要であるかという、検討が必要。民間は工夫してやっている。劣悪な環境であれば別だが、効果に影響がないという部分については考慮する必要があるのでないか。
- ハードとソフトのバランスをどうするか。都の設備基準は民も知っているということではよいか（事務局：そのとおり。公表している。）。通常サーバーをどこにおいているか。通常、端末機のそばには置かない。しかし、都が定める訓練目標に照らして必要ということならば、訓練基準の記載についてのブレークダウンが必要である。何故それが必要なのか、150 m²が望ましいかということが民間事業者に分かるように記載すべき。あとは、そこが20点差とするのがよいか、10点差がよいか、配点の問題。民間はなかなかスペースが取れない。今後、差を10点にして民間のハンディを少なくすることも検討すべきだ。
- （訓練基準という）形式的な理屈だけで答えるのは最終手段。もう少し実態面から説明していただかなければならないのではないか。

〔産業労働局総務部〕

背景があって基準が設定されている。今後改めて、実質的な説明をさせていただく。

- ネットワーク構築は、他の事務系の科目に比べ、ハードの割合が高い。よって、次は、ハードとソフトの加算点が変わってくるのではないか。
- 結論として、基準の上では0点・20点がある程度合理的だが、実質的な説明を考えていただく。また、今後、ネットワーク指導科に限らず、科目の特性に応じ配点を変えていくことを考える必要がある。

- 高齢者科目で都の提案が民間事業者の提案を下回っている。都においてはそんなに力点を置いていなかったのか。

〔産業労働局総務部〕

力を入れるべき分野であると認識している。

- 民間は、仲介業を持っていることが強みになっている。民間はカリキュラムにトピックス的なものを取り入れている。都も民に習うところが出てくる。都もスキルアップすべき。高年齢者支援は今後重要であり、民間の一人勝ちという感じがするが、都も訓練に限らず政策として一層取組んでほしい。訓練の中身についても、若年者向けと変わってくる点があるのでは。高年齢者訓練は社会経験のある方がスキルアップする場。その方たちのノウハウを都の講師も吸収できることがあるのでは。講師の方が若い場合、さらに資質が問われる。講師の優れた指導ノウハウが必要となってくるのでは。
- 高齢者向け訓練をどのように位置づけていくか。また、バリアフリーなど、特有の加点項目が出てくるのではないか。今回の結果を踏まえて考えるか。

〔産業労働局総務部〕

負けた科目についての民間の実施状況を観察し、都の実施する他の科目に反映していくこともある。都としてはセーフティネットとして職業訓練を実施しており、高齢者、年長フリーター、1人親家庭など、行政上特に手を差し伸べるべき対象について重点的にやっていきたい。

- 本件に限らず、都が負けた場合、すべて民に移すのかはものにより異なる。高年齢者など政策的見地から訓練を特化していくべき。今後、本件のモデル性をどう生かしていくか。モニタリングの過程で都の政策のあり方の判断材料となるような情報を取っていく必要がある。
- 有料職業紹介権について、あわせて人材派遣業の許可を持っているとかなり違うのではないか。紹介権のみの事業者より配点を高くしてもよいのではないか。
- 今後の検討事項としていくべき。

〔産業労働局総務部〕

一方で、就職率を上げるため、とりあえず登録して数ヶ月だけ派遣実績をつくる懸念もある。

- 難しいところ。ここで評価されれば、今後職業紹介権や人材派遣業の許可を取るところが増えてくるか。
- 情報遮断の確認であるが、総務部に技術専門校との兼務職員がいるようだが、扱いはどうなっているか。

〔産業労働局総務部〕

当該職員は、総務部と今回該当科目のない技術専門校の兼務であり、実施要項上の情報遮断措置には違反しない。総務部のみでは現場の実態を把握しかねる。評価を行うには訓練現場における指導のノウハウが必要である。

- 評価基準はどこで作成したのか。
- 産業労働局の技術審査委員会のメンバーは。

〔産業労働局総務部〕

産業労働局総務部である。

〔産業労働局総務部〕

総務部長、総務部総務課長、総務部職員課長の3名である。

- 兼務ということだが、専門校の業務は外すべきではないか。今回はやむをえないが、今後は分ける必要があるのではないか。実務上は心配していないが。

[産業労働局総務部]

兼務としたのは、評価を行うには、ある程度実務を知っている必要があるため。情報遮断については、十分配慮して行ってきた。

- 実施要項上、情報遮断の対象である本庁の雇用就業部職員及び技術専門校職員に限定している。要項上違反しないという解釈はできる。
- 今後の課題として、仕組みで工夫できるのであればお願いしたい。

[事務局]

実際には、難しい問題がある。短期間の人事異動は現実的ではないと考えている。情報遮断については、重大なペナルティを課すこととしている。実施要項に違反した場合、都の提案は無効となることが定められている。産業労働局においても職員に対し職務命令を発し、違反がないよう徹底しており、もし違反があれば、地方公務員法違反となり、懲戒処分が科せられることとなるなど、徹底している。

- 有料職業紹介権と無料職業紹介権で差があるのか。また、都として正規雇用にもっていきたいという考えがあるのか。

[産業労働局総務部]

東京労働局に確認したところ、有料職業紹介権は無料職業紹介権を兼ねるとのことであり、差をつけていない。派遣も1つの就職の手段であり、まず派遣からという実態もあるので、加点している。

- 厚生労働省の委託事業では、就職実績によりインセンティブを設けており、たしか人材派遣はカウントしないこととしていたが。本来は正規雇用を促進するという立場を明確にしたほうがよいのではないか。

[産業労働局総務部]

正規雇用が第一というのがあるが、そうは言ってもという実態があるので、派遣もやむなしというところ。評価要素の一つとして正規雇用をプラスで評価している。

- 雇用政策そのものの大きな話である。

[産業労働局総務部]

都においては、就職率といった場合は、派遣登録があっただけではだめで、派遣実績があった場合に初めて実績とみなすこととしている。自社派遣の割合があまりにも大きい場合は問題視していくこととなる。そういう観点でモニタリングを行う。

[事務局]

今回が初めての取り組みであり、対象者、科目に合わせたきめ細かな基準をつくっていかなければならない。また、モニタリングの中では就職率も大切だが、定着率も重要。よく分析し、特性の高い基準を作成することが研究課題。

- 原案承認ということでよいか。

(了解)

- 本日出された意見等について、事務局から内容確認をお願いする。

[事務局]

- ① トイレの評価：表記のない事業者については、評価していない旨、確認。
 - ② 訓練スペースの確保の基準など：訓練基準について、形式的な説明のみでなく、今後、実質的な説明を行う。各科目の特性に応じた配点の設定も必要
 - ③ 高齢者対応の重要性など：政策的な観点から高齢者への配慮が必要なのではないか。今後の労働政策の中に反映。
講師ノウハウなど、高齢者に限らず、コース毎のメリハリをつけた評価基準の設定が必要
 - ④ 人材派遣の扱い：労働政策上の位置づけについては、今後検討
 - ⑤ 情報遮断措置：難しい課題であるが、情報遮断を徹底する。
 - ⑥ 有料・無料職業紹介権の評価：有料・無料で評価の差はない。
 - ⑦ 正規職員と派遣の区別の必要性：モニタリングで把握
- 市場化テスト一般論として、官が負けた場合に次の見直しに向けて、官の競争力を高めるのか、あるいはモニタリングに徹するのかということをもどどのようなプロセスで判断していくのかということが宿題として残っている。現場に任せるというものもあるかもしれない。どのように判断するかは政策だと思う。そういうことがきっちり課題として残らなければいけない。

- (5) 事務局より、今後のスケジュールについて説明

- (6) その他意見

- 入札登録時に、民間事業者において登録方法がわかりにくく、混乱があったと聞いている。入札参加経験がないものが多い。登録の様式も書きにくかったようだ。
- 東京都では電子入札を進めている。今後充実し、分かりやすいものにしていきたい。今回は期間がタイトであった。段取りの問題もある。
- 工夫をしていただきたい。